

# 技術者名簿登録・閲覧制度

道では、住宅や建築物の耐震化促進に向けて、耐震診断及び耐震改修を担う人材の技術力の向上を図るとともに、道民の方々に対して適切な技術者情報を提供するため、道、市町村及び建築関係団体で連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修に係る技術者向け講習会を開催し、その受講者を対象とした耐震診断・改修技術者名簿の登録・閲覧制度を平成18年度から始めています。

## 1 名簿登録対象者

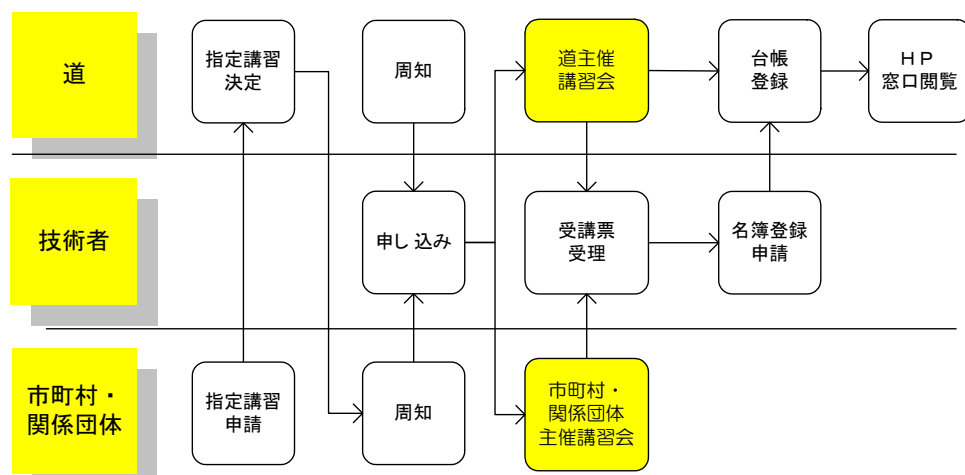
建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する技術者向け講習会のうち、道が主催、又は、道内市町村が主催若しくは建築関係団体が主催する営利を目的としない講習会で、知事があらかじめ認定した講習会（指定講習会）を受講した建築技術者

## 2 名簿登録手続き

名簿登録対象者が、道に名簿への登録申請を行うことで登録されます。

## 3 名簿の閲覧場所

名簿は北海道のホームページまたは建設部住宅局建築指導課及び各（総合）振興局建設指導課で閲覧できます。



登録・閲覧制度の流れ

### [名簿利用上の注意事項]

- 1 名簿の登録者との間で生じたいかなる紛争について、北海道は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- 2 この名簿への登録の有無にかかわらず、建築士法、建設業法等の関連法規に適合している者であれば、耐震改修に係る設計、施工業務に携わることができます。
- 3 この名簿の記載事項は、受講者本人の申請に基づき記載しています。また、その後の事情により変更されている場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 4 技術者名簿の登録申請によって得られた個人情報、名簿の整備及び閲覧以外のいかなる目的にも使用しません。
- 5 この制度に関する問い合わせは、北海道建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）までお願いします。